

「第5期宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画(素案)」に対する

意見募集(パブリックコメント)の結果について

生活排水処理施設の整備

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	下水道処理施設(し尿処理施設、農業集落排水処理施設、合併浄化槽含む)等の検証が必要(処理能力の改善→高度処理)。	下水道については宍道湖東部浄化センターにおいて、窒素・リンの除去を目的とした高度処理が行われています。農業集落排水施設、し尿処理施設においても各施設で高度処理が行われています。合併浄化槽については、市町が整備する施設においては、高度処理型の整備を進めています。

湖内等の対策

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	大規模な底泥の浚渫と堆肥化の促進が必要(堆肥化したものは周辺農地で利用)	底泥の浚渫については、河川管理者である国土交通省によると、これまでに中海で100万m <sup>3</sup> のヘドロを浚渫し、一定の効果は得られたものの、効果の持続性や浚渫土の処理場の確保が困難であるため、現在は、浅場造成により、湖沼の自浄機能による持続的な水質浄化機能の向上をめざしているとのことです。 また底泥の堆肥化については、成分や安全性の確認が必要になります。現段階で堆肥化の予定はありませんが、今後、実施可能なものがあれば検討していきたいと考えます。
3	湖岸で進められている浅場造成の検証 ・水辺に人が近づきやすいか ・子ども達の遊び場となっているか ・浅場の水に入れるか	河川管理者である国土交通省によると、浅場造成は沿岸域において生物環境の改善を行い、湖沼の自浄能力の回復による持続的な水質改善を目的とした事業であり、効果の検証を行いながら進めているとのことです。 また、水辺の利用については、湖の特性や地域のニーズを踏まえつつ、水に親しめる空間整備に努めるとのことです。

### 工場・事業場対策

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	私の住んでいる地区の排水路がどぶ川になっています。夏などは嫌な臭いがすることがあります。地区周辺を注意して歩いてみると、近くの居酒屋、ラーメン屋などの飲食店が、例えば、テンプラ油の残りや、料理の残り汁、客が残したラーメンの残り汁などを、そのまま、排水路に流しているようです。これらが、最終的には大橋川、宍道湖、中海の水質汚濁を、もたらしている一つの原因かも知れません。市内の飲食店の実態を調査されたらいかがでしょうか？	日排水量が 25m <sup>3</sup> 以上の特定事業場については水質汚濁防止法に基づく排水規制が適用されており、その遵守の徹底を図ってまいります。また、その他の事業場についても「島根県小規模事業場等排水処理対策指導要領」に基づき、引き続き污水处理施設の改善、適正管理等の指導を行ってまいります。

### 農地、市街地対策

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
5	農地・市街地からの流出水（雨水含む）対策として、既存の沈砂地、下水処理施設等の活用や専用の排水処理施設（水路、側溝などを利用した浄化施設）の検討と設置	流域内の下水道は雨水が流入しない分流式であり、雨水については道路側溝等を通じて排水されています。市街地からの流出水については、道路清掃・側溝清掃等面源対策を実施し、負荷削減に努めていくこととしています。 また、農地からの流出水に関しても、代かき時の濁水流出防止、減肥等を実施し、負荷削減に努めていくこととしています。

### 住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
6	宍道湖に水草(かやの様な)を植え、水をきれいにし、魚を育てようと、個人的に取り組んでおられた方が紹介されていましたが、水質は、すぐという訳には行かないので、現在活動をしている方を、応援したり、他に提案した団体に、支援をしたりと、関心を持ってもらうことが大切である。	現在、県では水質浄化活動を行っている住民団体等に対して「しまね環境基金」を活用し、自主的な環境保全活動を育成、支援を行っており、引き続き活動を支援していきたいと考えております。

調査研究

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
7	両湖に関する蓄積されたデータの再検証(宍道湖、中海の個性を知る)を行うことにより、水質改善の向上に結びつける。	湖沼の水質汚濁は気象条件や外部からの流入汚濁に加え、植物プランクトンの増殖等による内部生産や汚濁物質が蓄積した底泥からの溶出等による内部的な汚濁要因が合わさって起こる現象であり、その湖沼の特性を踏まえた対策が必要です。今後は、現在までに得られた水質データや汚濁に関する科学的知見を踏まえ、汚濁メカニズム解明へ向けた調査研究について検討していきたいと考えております。
8	流入河川周辺での工事や稲作以外の農業について、あるいは生活状況などの調査とメカニズムの解明をしっかりと行ってからでないと、多大な費用を無駄にするだけである。	

その他

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
9	両湖の水産振興の積極的な推進も絡めて、漁場の改善（シジミ、アサリなど）	県では、両湖の水産振興を図る目的で、漁業者が取り組む漁場の環境を良くする湖底耕うんへの支援や、シジミの資源量調査、サルボウ復活に向けた研究などに取り組んでおります。今後も引き続き、湖底耕うんへの支援などを実施し、漁場改善を図っていききたいと考えております。
10	中海の漁業の湖沼環境に果たす役割を、具体的に記載すること。	魚介類を漁獲することにより、窒素・リンが湖外へ持ち出され、湖沼環境の改善が図られます。今後も、中海の漁業資源の維持増大を図るとともに、コノシロなどの未利用資源の利用促進に努めます。
11	中海・宍道湖周辺の既存のヨシ等の群落及びその周辺を、湖沼法第 29 条の規定による「湖辺環境保護地区」の指定を行うことを盛り込むこと。	宍道湖・中海の湖岸域では、現在、国土交通省により浅場の造成が行われており、その浅場に NPO や小中学生等によりヨシ等の植栽が行われています。今後、この事業の進捗状況を見ながら、湖辺環境保護地区の指定を検討していきたいと考えています。
12	宍道湖や中海の水環境の評価については、平成 17 年に答申された「湖沼環境保全制度の在り方について」に「従来の水質環境基準項目を基本に置きつつ、地域住民にも分かりやすい補助指標を設けて活用することが適切である」と記載されているように、是非とも設けてもらいたい。具体的には、底層の DO（溶存酸素）について県民にわかりやすい形で設定してもらいたい。	現在、宍道湖・中海流域ではわかりやすい指標として人の五感で湖沼環境を評価する「湖沼環境モニター」事業を平成 16 年度より実施しています。今後もこの事業を推進し、結果を活用していきたいと考えています。 また、底層 DO については現在、国において環境基準への追加が検討されています。
13	中海・宍道湖の淡水化・干拓事業に関する記載がまったくといっていいほど見当たらない。	湖沼水質保全計画については、今後の水質改善のために各種施策を総合的、計画的に行うことを目的としておりますので、計画期間内に行われる施策を盛り込

	<p>事業をやってきた影響や、中止、特に中海を元の姿に戻す事への影響を考慮せずに机上の空論だけでは意味が無いと思う。</p>	<p>んでいます。なお、本計画の策定にあたり、水質目標の設定においては現在の地形等を考慮したうえで、今後計画期間内に実現可能な各種施策による水質改善の効果を予測しています。</p>
--	--	--